

弁護士をもっと身近な存在に

Vol.22

静岡県弁護士会通信

発行 2021年 冬号



静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association



〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

あなたも法律家になりませんか！

－法曹ガイダンスの取り組みのご紹介－

静岡県弁護士会は、静岡地方裁判所、静岡地方検察庁と協力し、県内の高校及び大学で法曹ガイダンスを実施しています。法曹とは、法律実務に従事する裁判官・検察官・弁護士の総称ですが、この三者が揃い、リクルートを目的としてガイダンスを実施するのは、全国的にも珍しい取り組みです。

法曹ガイダンスでは、高校生や大学生に対し、法曹の仕事の内容、やりがい、大変さ、収入、就業までの道のり等を、赤裸々に、時にはユーモアを交えて分かりやすく説明し、参加者から寄せられる質問に答えています。法曹三者それぞれの視点から話をしますので、仕事の内容等を比較もできます。

弁護士や検察官、裁判官が主人公のドラマや映画、小説は多数あり、法曹の仕事に憧れや関心を持っている人も多いと思われます。しかし、周りに法曹関係者がおらず、仕事の実情を具体的に知ることができない、という人が多いのではないのでしょうか。法曹ガイダンスで、弁護士、裁判官、検察官と会って直接話をすることは貴重な機会であり、将来の職業選択の大きな動機付けとなるはずです。参加した高校生からは「漫然と法学部への進学を考えていたが、明確な目標を持つことができた」等の声が寄せられました。また、法曹ガイダンスの後に、弁護士とともに刑事裁判の法廷傍聴をした大学生

もいました。法曹ガイダンスをきっかけに法科大学院への進学を目指し始めた学生もあり、法曹ガイダンス実施の成果は着実に表れています。

これまで、県立御殿場南高等学校、東海大学付属静岡翔洋高等学校、県立静岡東高等学校、県立島田高等学校、静岡市立清水桜が丘高等学校、静岡市立高等学校、国立大学法人静岡大学などで法曹ガイダンスを実施してきました。法曹ガイダンスの活動は毎回、地元紙が取材をしてくれ、新聞記事として掲載されています。

静岡県弁護士会では今後も学校からの要望があれば県内のどこにでも出向きガイダンスを実施していく方針です。多くの若者が法曹の道を志望してくれることを期待しています。



写真：静岡市立高等学校での法曹ガイダンスの様子

Shizuoka Bar Association



改正民事執行法について

静岡県弁護士会 広報委員会 委員 弁護士 椎名大介

令和2年4月1日から改正民事執行法が施行されました。債務者の財産状況の調査に関する規定の整備がされたほか、暴力団員の競売手続排除、子の引渡しの執行方法など重要な制度が新設されました。以下、説明します。

1 債務者の財産状況の調査に関する規定の整備

(1) 財産開示手続の強化

財産開示手続とは、債権者の申立てにより、裁判所が債務者を呼び出し、債務者の財産を陳述させるというものです。簡単にいうと、裁判所で債務者に財産の有無を申告させるという制度です。同制度は、平成15年の民事執行法改正により創設されましたが、期日不出頭や虚偽陳述に対する制裁が弱かったなど実効性が弱く、その利用実績は低調でした。このような背景から、財産開示手続の実効性強化のため同手続の改正がされました。

まず、申立債権者の範囲が拡大されました。これまでは、確定判決等を有する債権者に限定されてきましたが、本改正により金銭債権について強制執行に必要な債務名義を有する者であれば、申立てが可能となりました。

次に、実効性強化のため特に重要な点である罰則が強化されました。これまでは、債務者が財産開示期日に出頭せず、または財産開示期日に宣誓を拒んだ場合や、宣誓をした債務者が正当な理由なく陳述を拒み、

または虚偽の陳述をした場合には、30万円以下の過料に処することとされてきました。これが本改正により、6月以下の懲役または50万円以下の刑事罰が規定されました。なお、昨年10月には、神奈川県において、全国で初めて、財産開示手続に出頭しなかった債務者が書類送検されたケースも発生し、この改正が注目されました。



(2) 第三者からの情報取得手続の新設

債務者財産に関する情報を債務者以外の第三者から取得する手続が新設されました。これは、裁判所が、債権者からの申立てにより債務者以外の第三者に対して、債務者の財産について情報提供命令をし、当該第三者が裁判所に対し情報提供をするというものです。財産開示手続において債務者自らが財産開示することを期待するには限界があるのではないかという議論から新設されました。

取得できる情報は、金融機関からの預貯金情報だけでなく、振替機関等からの株式・国債等に関する情報、登記所からの不動産情報、市町村・年金機構等から給与（勤務先）に関する情報となっています。

財産開示手続



特に不動産は一般的に価値が高く、登記所からその不動産情報を取得できることは債権回収に非常に役に立ちます。

また、給与債権の差押えのために勤務先情報を得られることになりました。不動産等の資産を持たない個人債務者に対しては、その勤務先情報の取得も債権回収に非常に役に立ちます。ただ、申立者が有していなければならない債権は、扶養義務等や人の生命身体の侵害による損賠賠償請求権等と限定されていることに注意が必要です。

2 不動産競売における暴力団員の買受防止

公共事業や企業活動からの暴力団排除の取組が官民を挙げて行われており、民間の不動産取引でも暴力団排除の取組が進展してきました。しかしながら、警察庁調べでは、約200の暴力団事務所の物件が不動産競売の経歴を有していることが判明しました。そこで、暴力団等が競売不動産を買受け自体を制限する規定がなかった民事執行法を改正するに至りました。

新制度では、裁判所の判断により暴力団員、元暴力団員、法人で役員のうちに暴力団員等がいるもの等が買受人になることを制限しました。また、暴力団員等の指示に基づき買受けの申出をすることも制限しました。

競売手続では、まず、買受申出人に暴力団員等に該当しないこと等を申述させます。この陳述が虚偽であれば刑事罰による制裁があります。また、裁判所は最高価買受申出人が暴力団員等かどうか警察へ照会しま

す。その結果、暴力団員等であると認められれば売却不許可決定となります。

以上、暴力団員等が競売物件を買受けることが防止され、暴力団等が競売参加することが難しくなりましたので、一般の方も競売に参加しやすくなるのではないのでしょうか。

3 子の引渡しの強制執行に関する規律の明確化

子の引渡しに関する強制執行方法について、今まで明文がありませんでした。そこで、裁判の実効性を確保しつつ、子の利益に配慮する等の観点から、今回の民事執行法の改正により、子の引渡しに関する強制執行に関する規律が明確化されました。

新制度の概要は、執行裁判所が執行機関となり、執行官に子の引渡しの実施を命ずる旨を決定し、執行官が執行場所に赴き、債務者による子の監護を解いて債権者に引渡します。子と債務者（子を引き渡す義務がある者）が共にいることは不要としつつ、子の利益に配慮し、債権者（子を引き渡してもらう者）が執行場所へ出頭することを原則としました。

4 最後に

改正民事執行法は施行されたばかりで、今後どのように運用されていくか不透明ですが、期待できるものであると考えます。今回、ご紹介の制度にご興味がある方は、お近くの弁護士や弁護士会にご相談ください。

各種法律相談のご紹介

2021.1.1現在

新型コロナウイルスの流行状況により各種相談に変更がある場合があります。
まずは、最寄りの弁護士会各支部宛までお問い合わせください。

新型コロナウイルスに関する無料電話相談実施中！
TEL054-204-1999 又は弁護士会ホームページで受付

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が交代で相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5,500円（税込）
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 毎週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付 毎週金曜日 午後1時～4時

静岡・浜松・沼津では、
原則第3土曜の午前も
相談を実施中！
予約は平日お電話で。

高齢者・障害者相談 無料

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 毎週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し

原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談(有料)も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談 初回無料

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相談（刑事手続参加、加害者対応等）をお受けいたします。

■相談時間 30分程度

■相談日時

- 静岡支部 ●浜松支部 ●沼津支部
- 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を決定（場所は原則として担当弁護士事務所）

交通事故相談 ((公財) 日弁連交通事故相談センター※) 無料

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスをいたします。公益財団法人 日弁連交通事故相談センターが運営する事業です。※当センターは、国（国土交通省）からの補助金、日弁連・弁護士・関係団体や皆様方からの寄付金などで運営されています。

■相談時間 30分間

■相談料金 無料

■相談日時 右のとおりです。詳しくは、担当の支部（静岡相談所→静岡支部、浜松・掛川相談所→浜松支部、沼津・三島・伊東・下田相談所→沼津支部）へお問い合わせください。

クレジット・サラ金相談

無料

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間

■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時
午後1時30分～4時
- 浜松支部 毎週月・水・金曜日 午後1時30分～5時
毎週火・木曜日 午前10時～12時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談 初回無料

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介します。

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん、仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乗りまします。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます(有料)。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時
当番弁護士・当番付添人についてのみ、
土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。



静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848